

藤枝市立総合病院保育所運営要領

制 定 昭和47年4月1日

最近改定 令和 4年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、藤枝市立総合病院（以下「病院」という。）に在職する職員（以下「職員」という。）の子育てを支援し、もって病院業務の円滑な推進を図るため設置する保育施設の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の名称等)

第2条 藤枝市立総合病院が設置する院内保育所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 藤枝市立総合病院 院内保育所 つぼみ保育園

(2) 所在地 藤枝市駿河台4丁目1-11

(施設の方針)

第3条 藤枝市立総合病院 院内保育所「つぼみ保育園」（以下「保育所」という。）は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、入所する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

(入所対象児)

第4条 保育所に入所できる乳幼児は、職員の勤務によりその保育に支障が生じる小学校就学前の乳幼児とする。

(入所定員)

第5条 園児の数は、原則として70人以内とする。年齢別人数の内訳は別表1の通り。ただし、保育士の充足など保育所の受入態勢の状況により若干の増減をすることができる。

(集団編成)

第6条 保育所における集団編成は年令別編成とする。ただし、園児の構成において年齢的に偏りがある場合は、異年令による集団保育に移行することができる。

(入所の申し込み)

第7条 乳幼児を保育所に入所させようとする職員は、入所を希望する日の1ヶ月前までに保育所入所申請書（第1号様式）を事業管理者（以下「管理者」という）に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による保育所入所申請書の提出があったときは、看護部職員については看護部と病院総務課、その他の職員については病院総務課と協議し、当該乳幼児について入所の可否を決定する。

3 管理者は、前項の規定により、入所の可否を決定したときは、保育所入所承諾・不承諾通知書（第2号様式）により速やかに申請者に通知する。

(利用の制限)

第8条 管理者は、次の各号に該当するときは、当該園児を休所させることができる。

(1) 当該園児が、他に伝染する恐れのある疾病にかかっているとき。

(2) その他、管理者が当該園児を通所させることが不相当と認めるとき

(保育の提供の終了)

第9条 管理者は、次のいずれかに該当する時は、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 職員が当院を退職するとき。
- (2) 職員が産前休暇に入るとき。
- (3) 園児が他園へ入園するとき。(連携保育利用の場合を除く。)
- (4) 職員から利用の取消しの申出があったとき。
- (5) 2ヵ月間保育所の利用がないとき。

(運営委員会)

第10条 保育所の運営に必要な事項を協議するため保育所運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員構成は次の職員とする。

- (1) 園児の保護者である職員(以下「保護者」という。)の代表 2人
ただし、年度末の開催時には次年度の保護者代表2人を委員に加えることとする。
- (2) 病院の労働組合を代表する職員 2人
- (3) 看護部長
- (4) 事務部長

3 委員会の委員長は看護部長とし、会議の議長を務める。

4 委員会の事務局は、事務部病院総務課に置く。

(臨時休所)

第11条 管理者は、保育所の管理上、特に必要があると認める場合には、保育所を臨時休所することができる。ただし、臨時休所するときは、感染症の集団発生など特に緊急を要すると認められる場合を除いて、原則として臨時休所する日の1ヶ月前までに保護者に通知しなければならない。

(保育時間)

第12条 通常の保育時間は、平日午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、職員の勤務の都合により午後7時30分までの延長を認める。

(夜間保育・休日保育)

第13条 夜間保育は、職員が夜間に勤務する場合の利用に限るものとし、保育時間は午後7時30分から翌日午前7時30分までとする。

2 休日保育は、職員が土曜日・日曜日・祝日など病院が開院しない日の昼間に勤務する場合の利用に限るものとし、保育時間は、前条の規定に準ずるもの(以下「通常の保育時間」という。)とする。

3 前2項の規定により保育所を利用しようとする職員は、原則として利用しようとする日の属する月の前月の25日、又は利用しようとする日の10日前までに保育所に申し込まなければならない。

4 前項の規定により夜間保育または休日保育を申し込んだ職員がその利用を取り止める場合は、利用しようとする日の直前の平日午後5時までに保育所にその旨を申し出なければならない。

(勤務日以外の保育)

第14条 管理者は、職員が勤務日以外の日に保育所を利用しようとするときは、当該園児について保育の適否を判断した上で別表2に定める日数の範囲内で、通常の保育時間に限り利用させることができる。

(他園慣らし期間の保育)

第15条 管理者は、園児が転園する際、転園先の慣らし保育等のため特に必要があると認めるときは、別表2に定める範囲内で、通常の保育時間に限り利用させることができる。

(特別休暇中の保育)

第16条 管理者は、産前・産後の特別休暇中の職員の健康保持のために特に必要があると認めるときは、別表2に定める日数の範囲内で、通常の保育時間に限り利用させることができる。

(一時保育)

第17条 管理者は、現に入所していない乳幼児について特に必要があると認めるときは、別表2に定める日数の範囲内で、通常の保育時間に限り利用させることができる。

(児童一時預かり)

第17条の2 管理者は、小学1年から3年生までの児童について職員の夜間勤務により特に必要があると認めるときは、別表2に定める日数の範囲内で利用させることができる。預かり時間は午後3時30分から午後6時30分までとし、午後7時30分までの延長を認める。

(保育時間等の制限)

第18条 前5条にかかる保育を特別保育といい、管理者は、保育士の充足など保育所の受入態勢の状況により、受け入れまたは保育時間を制限することができる。

(慣らし保育)

第19条 保育所は、保育環境の変化に対する園児の心身の負担を軽減するため、入所後1週間は、徐々に保育時間を延長する「慣らし保育」を行うものとする。

- 2 慣らし保育は通常の保育時間内に行い、職員や園児の状況に合わせて短縮・延長できるものとする。
- 3 保育所は、職員が産後休暇を終了し、又は育児休業から復職する場合には、勤務を再開する日の1週間前から乳幼児の入所を認め、慣らし保育を行うことができる。
- 4 保育所は、新規採用の職員が利用しようとする場合は、採用の1週間前から乳幼児の入所を認め、慣らし保育を行うことができる。

(給食及びおやつ)

第20条 保育所は、園児に対し平日においては、専任の調理師が調理する昼食（以下「給食」という。）と、午前と午後の2回「おやつ」を提供する。離乳食については職員の持参とするが、事前の申し込みにより市販品の提供を行う。

- 2 給食は、診療技術部臨床栄養科の管理栄養士が栄養管理するものとする。
- 3 管理者は、施設管理上、又は衛生管理上の理由で給食を調理し、提供することが適当でないと判断するときは、給食を中止することができる。
- 4 職員は、給食及び午前のおやつを停止を希望する場合は、当日の午前9時までに、午後のおやつの場合は、当日の午後1時までに申し出なければならない。

(保育料・給食代及び費用負担)

第21条 保育料及び給食代（以下「保育料等」という。）は、別表3に定める額とする。

- 2 夜間保育または休日保育を申し込んだ職員が、利用の取り止めについて第13条の第4項に規定する時刻までに申し出のない場合は、キャンセル料として本来納める保育料の2

分の1に相当する額を納入しなければならない。

- 3 職員は、前条第4項に規定する時刻までに給食及びおやつの停止について申し出のない場合は、かかる給食代の全額を納入しなければならない。
- 4 保育料等は、毎月末日を締めとして職員の翌月の給料から天引きする。
- 5 園児の保育に必要な寝具及び遊具等の設備にかかる費用は、一部の交換シーツの費用を除き保育所の負担とする。

(保育及び衛生管理等)

第22条 保育所に勤務する保育士、調理師及び補助員（以下「保育所職員」という。）は、園児の健康状態の観察、遊戯、午睡及びその他必要な保育監督について、責任と誠意をもって取り組まなければならない。

- 2 保育所職員は、所定書類の作成整理、施設・設備の保全及び火気の取り締まりに努めなければならない。
- 3 職員は、常に園児の健康に留意し、異常があると思われるときは、速やかに医師の診断を受け適正に対処しなければならない。
- 4 職員は、園児の身体及び服装を常に清潔にしておかななければならない。
- 5 職員は、保育所における保育方針の理解に努めるとともに、保育所職員の指示に従い、園児に対する保育監督に協力しなければならない。

(連携保育)

第23条 保育所は、職員の利便性の向上を図り、園児の一層の保育の充実を促進するため学校法人法城学園「駿河台こども園」（以下「こども園」という。）と連携して保育に取り組むものとする。

- 2 連携保育は保育所がこども園への送迎とその前後の保育を行うもので、3歳以上でこども園に入園する園児が利用できる。
- 3 保育所は、連携保育を利用する園児のこども園への送迎や、集団登園への送りこみについては職員の協力を得て、責任をもって行う。
- 4 その他、連携保育に関し必要な事項は、こども園と協議して取り決める。

(委任)

第24条 この要領に定めるもののほか、保育の実施及び保育所の運営に関し必要な事項は、管理者が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

この要領は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、夜間保育については平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1(第5条関係)

| 年齢 | 人数 |
|-----|-------|
| 0歳児 | 10人以内 |
| 1歳児 | 20人以内 |
| 2歳児 | 20人以内 |
| 3歳児 | 7人以内 |
| 4歳児 | 7人以内 |
| 5歳児 | 6人以内 |

別表 2 (第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 17 条の 2 関係)

| 条 | 保育の種類 | 利用できる日数 |
|-----------|------------|----------------|
| 第 14 条 | 勤務日以外の保育 | 月 5 日以内 |
| 第 15 条 | 他園慣らし期間の保育 | 転園先の慣らし保育期間内 |
| 第 16 条 | 特別休暇中の保育 | 特別休暇のうち 10 日以内 |
| 第 17 条 | 一時保育 | 月 5 日以内 |
| 第 17 条の 2 | 児童一時預かり | 月 5 日以内 |

別表 3 (第 21 条関係)

| 料 金 の 種 類 | | 金 額 | | 備 考 |
|------------------|--------------------------|------------|----------|-------------------------------|
| | | 3 歳未満 | 3 歳以上 | |
| 通常保育料 (休日保育料) | 1 日 | 1, 500 円 | 1, 300 円 | 6 時間以上 |
| | 半 日 | 1, 000 円 | 800 円 | 4 時間～6 時間 |
| | 4 時間未満 | 200 円/時間 | | |
| 連携保育料 | 登園～ こども園送り | / | 200 円/回 | |
| | こども園迎え～ 午後 6 時 30 分 | / | 200 円/回 | |
| 延長保育料 | | 100 円/30 分 | | 午後 6 時 30 分以降 |
| 夜間保育料 | | 2, 400 円/回 | | 午後 7 時 30 分～ 翌日午前 7 時 30 分 |
| 昼食代 | 給食 | 320 円/回 | | |
| | 離乳食 | 320 円/回 | / | 市販品 |
| おやつ代 | 午前のおやつ | 30 円/回 | | |
| | 午後のおやつ | 50 円/回 | | |
| 児童 一時預かり | 午後 3 時 30 分 ～6 時 30 分 | 500 円/回 | | 小学 1 年～3 年生 |

※年齢は、当該年度の 4 月 1 日現在の年齢。

保育所入所申込書

年 月 日

藤枝市病院事業管理者 様

保護者 住所
(職員) 氏名
電話

所属

部・センター
課・科・室・病棟

職種

保育所の入所について、次のとおり申し込みます。

| | | | | | | |
|-----------------------|--------|---------------|--------|----|------------|----------------------|
| 入所を希望する乳幼児 | ふりがな氏名 | | | | 保護者の続柄 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年齢 | 満 歳 | |
| 保育を希望する期間 | | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| 職員勤務時間 | | : ~ : | (週 勤務) | | 夜間・休日利用 | 夜間 あり・なし 休日 あり・なし |
| 家族の状況(本人を除) | 氏名 | 続柄 | 年齢 | 性別 | 職業・勤務先・学校等 | 送迎者(○) |
| | | | 歳 | | | |
| | | | 歳 | | | |
| | | | 歳 | | | |
| | | | 歳 | | | |
| | | | 歳 | | | |
| その他 特記事項 (アレルギー・既往症等) | | | | | | |

| | | | | |
|--------------------|-------------------|---------------------|------|-----|
| 記 病院 入 総務課 欄 | 保育実施の承認・不承認 | 慣らし保育の実施 | 特記事項 | 確認者 |
| | 年 月 日 承認 ・ 不承認 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |

保育所入所承諾・不承諾通知書

藤 病 第 号
年 月 日

様

藤枝市立総合病院
藤枝市病院事業管理者

年 月 日付けで申し込みのありました「つぼみ保育園」への
入所について、次のとおり 承諾 ・ 不承諾 します。

| | |
|---------------------|---------------|
| 入所する児童の氏名 及び生年月日 | 年 月 日生まれ |
| 保育の実施期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 不承諾の場合は、その理由 | |